

貨物自動車運送事業許可を受けるための要件

(1/1P)

貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業)に係る許可取得要件は以下の通りです。

要件の種類	要件内容	
	一般貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業
場所(施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業所は自己所有または賃貸借といった使用権原があり、都市計画法、建築基準法等の関係法令に抵触していないこと ● 休憩、睡眠施設は原則、営業所または車庫に併設し、乗務員1人当たり2.5㎡以上の広さであること ● 休憩、睡眠施設が車庫に併設され、車庫を複数設置する時は、車庫相互間の距離が5km(札幌市内は10km)を超える場合は、それぞれの車庫に休憩、睡眠施設を設けること ● 車庫は原則、営業所に併設し、併設できない場合は、営業所からの距離が5km(札幌市内は10km)以内に車庫を設けること 	
車両	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、5両以上確保し使用権原があること(リース車でも可) ● 運送貨物に対し適切な大きさ、構造等であること ※霊柩運送等の場合を除く	同左 ※霊柩運送の例外なし
人	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な員数の運転手を確保するほか、運行管理者、整備管理者を選任すること 	
資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己資金が事業開始に要する資金の2分の1以上であること 	
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種社会保険(健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険)へ加入すること 	
損害賠償能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者1名につき保険金額5,000万円以上 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、特定(1荷主)の運送需要者であること ● 運送需要者と1年以上継続した運送契約を締結していること ● 荷主の輸送量の大部分を確保できること 	